

教第70号議案

学級編制基準の変更について

小学校及び義務教育学校前期課程の学級編制基準について、次のように変更する。

令和4年3月8日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市立幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校及び
高等学校学級編制要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は，神戸市立幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校及び高等学校（以下「学校園」という。）の学級編制に関し，必要な事項を定めるものとする。

（学級編制の基準）

第2条 学校園の1学級の園児，児童又は生徒の数の基準は，別表に掲げる数とする。

（学級編制の実施）

第3条 学級編制は，学級編制基準日における当該学校園の園児，児童又は生徒で実施する。

（基準日）

第4条 学級編制基準日について，第1学年は入学式の日，第7学年は進級式の日とし，その他の学年は始業式の日とする。ただし，非常変災その他の急迫の事情等により，教育長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）幼稚園

3歳児	4歳児	5歳児
25人	35人	35人

（2）小学校，中学校，義務教育学校

項目	小学校 義務教育学校（前期課程）		中学校 義務教育学校（後期課程）
	（第1～3学年）	（第4～6学年）	
単式学級	35人		40人
複式学級	14人 （第1学年を含む場合は，8人）		—
特別支援学級	8人		

（3）特別支援学校

項目		幼稚部	小学部	中学部	高等部
単一障害学級		7人 （全ての幼児で編制）	6人	6人	8人
重複障害学級		—	3人 〔2以上の学年の児童が3人以下の場合は，複式学級編制とする。〕	3人 〔2以上の学年の児童が3人以下の場合は，複式学級編制とする。〕	3人
訪問 教育 学級	在宅	—	3人 〔2以上の学年の児童が3人以下の場合は，複式学級編制とする。〕	3人 〔2以上の学年の児童が3人以下の場合は，複式学級編制とする。〕	3人
	重度心身障害児施設	—	3人 〔2以上の学年の児童が3人以下の場合は，複式学級編制とする。〕	3人 〔2以上の学年の児童が3人以下の場合は，複式学級編制とする。〕	3人

(4) 高等学校

全日制課程	定時制課程
40人	40人

備考 ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第4学年において、学校が35人学級編制の研究指定を希望し、市教育委員会が認めた場合
- 2 地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取扱いについて、市教育委員会が特に必要があると認めた場合

新旧対照表

神戸市立幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校及び高等学校学級編制要綱

新			旧		
1, 2, 3, 4, 5 [略]			1, 2, 3, 4, 5 [略]		
附 則 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。			附 則 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。		
附 則 この要綱は，令和4年4月1日から施行する。			_____		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1) [略]			(1) [略]		
(2) 小学校，中学校，義務教育学校			(2) 小学校，中学校，義務教育学校		
項目	小学校 義務教育学校 (前期課程)		中学校 義務教育学校 (後期課程)		
	(第1～ 3学年)	(第4～ 6学年)	(第1・ 2学年)	(第3～ 6学年)	(後期課程)
単式 学級	35人	40人	単式 学級	35人	40人
複式 学級	14人 (第1学年を含む場合 は，8人)		複式 学級	14人 (第1学年を含む場合 は，8人)	
特別 支援 学級	8人				
(3)(4) [略]			(3)(4) [略]		
備考 ただし，次に掲げる場合にあっては，この限りでない。			備考 ただし，次に掲げる場合にあっては，この限りでない。		
1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） _____ _____第4学年において，学校が35人学級編制の研究 指定を希望し，市教育委員会が認めた場合			1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>第3学</u> <u>年から</u> 第4学年において，学校が35人学級編制の研究 指定を希望し，市教育委員会が認めた場合		
2 地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取 扱いについて，市教育委員会が特に必要があると認めた 場合			2 地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取 扱いについて，市教育委員会が特に必要があると認めた 場合		